沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合定款

第一章 総 則

[目 的]

第1条 この組合は、県内のホテル旅館営業について衛生措置の基準を噂守し、衛生施設の改善向上を図るため、自主的活動を促進するとともに過度の競争により適正な衛生措置を講ずることが阻止され若しくは阻害されるおそれがあり、又は営業の健全な経営が阻害されるおそれがある場合に、組合員の経営の安定と振興をもたらすための措置を自主的に講じ、もって公衆衛生の向上と増進に資することを目的とする。

[名 称]

第2条 この組合は、沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合と称する。

[地 区]

第3条 この組合の地区は沖縄県の地域とする。

[事務所所在地]

第4条 この組合の事務所は那覇市に置く。

[公告の方法]

第5条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示し、かつ必要があるときは沖縄 タイムス、琉球新報に掲載して行う。

「支 部〕

第6条 この組合に支部を置く。支部の名称及び地域は別に定める。

第二章 事 業

「事業]

- 第7条 この組合は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - 1) 過度の競争により、組合員が適正な衛生措置を講ずることが阻害され、若しく は阻害されるおそれがあり又は営業の健全な経営が阻害されるおそれがある場合 における販売価格の指導
 - 2)組合員に対する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化に関する指導
 - 3)組合員の営業に関するサービスの改善向上
 - 4)組合員に対する物資の共同購入及びその斡旋
 - 5)組合員の福利厚生に関する事業
 - 6)組合員の共済に関する事業
 - 7)組合員に対する営業施設の整備改善及び経営の健全化のための資金の斡旋
 - 8) 各種保険 (火災・旅館賠償責任保険等) の加入促進
 - 9)組合員の営業に係る高齢者の福祉その他の地域社会の福祉増進に関する事業についての組合員に対する指導、その他の当該事業の実施に資する事業。
 - 10) その他前各号の事業に附帯する事業

第三章 組合員

〔組合員〕

第8条 この組合の組合員となる資格を有するものは組合の地区内においてホテル旅 館営業を営むものとする。

[準組合員]

- 第9条 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会一括入会施設に関して準組合員とする。
 - 2) 準組合員の利得については限定的で、理事会において定める。

[加入]

- 第10条 この組合に加入しようとする者は、加入申込書を提出しなければならない。
 - 2) 加入申込書を受けたときは、理事会でその加入を承認するかどうかを決定して 組合員名簿に記載する。
 - 3) 加入金の金額は総会で定める。

[出資金の払込]

第11条 前条第2項により加入の承認を受けたものは、遅滞なくその引受けようとする出資金の全額の払込みをしなければならない。ただし持分の全部又は一部を承継することにより、加入するときはこの限りでない。

[相続加入]

- 第12条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有するものの一人が相続開始後 30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のとき に組合員になったものとみなす。
 - 2) 前項の規定により加入の申出をしようとするものは、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

〔脱 退〕

- 第13条 組合員は次の事由によって脱退するものとする。
 - 1)組合員たる資格の喪失
 - 2) 死亡又は解散
 - 3)除名
- 2 組合員に前項第1号及び第2号の事由があったときは遅滞なく届け出るものとする。
- 3 第1項各号に定める事由によることなく自由脱退しようとする組合員はあらかじめ書面でこの組合に通知した上事業年度の終りにおいて脱退することができる。
- 4 前項の通知は毎事業年度の終了の日の2ケ月前迄に書面でしなければならない。

[除 名]

- 第14条 次の各号の1に該当する組合員は、総会の議決によって除名することができる。この場合において、この組合はその総会の会日の一週間前までに当該組合員に対してその旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。
 - 1)組合の事業を妨げ又は妨げようとする行為をした組合員
 - 2)組合の秩序を乱す行為をした組合員

- 3)組合の事業の利用につき不正行為をした組合員
- 4) 法令に違反しその他組合の信用を失わせるような行為をした組合員
- 5) 出資に払込、経費の支払その他、この組合に対する義務を怠った組合員

[脱退者の持分の払い戻し]

- 第15条 組合員が脱退したときは、その持分の全額を払いもどすものとする。ただし その脱退が除名によるときは、その半額とする。
 - 2) この組合の財産をもって、この組合の債務を完済するに足りないときは、脱退した組合員は、その出資口数に応じ、未払出資額を限度として、損失額の払込をしなければならない。

〔出資口数の減少〕

- 第16条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度末において、その出資 口数を減少すべきことを請求することが出来る。
 - 1) 営業を休止したとき
 - 2) 営業の一部を廃止したとき
 - 3) その他特とくにやむを得ない理由があるとき
- 2 この組合は、前項の請求があったときは、理事会においてその諾否を決する。
- 3 出資口数の減少については、前条の規定を準用する。

[届出事項]

第17条 組合員は、その氏名若しくは名称、住所又は営業を行う場所を変更したときは、二週間以内にその旨を組合に届けなければならない。

第四章 出資及び持分

〔出資の引受〕

第18条 組合員は出資一口以上を有しなければならない。

「出資一口の金額〕

第19条 出資一口の金額は10,000円とする。

[出資の払込]

- 第20条 出資の払込は一時にその全額払込とする。
 - 2 出資の払込の金額期日及び方法を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

[出資口数の最高限度]

第21条 一組合員の有する出資口数は、組合員の総出資口数の4分の1をこえてはならない。

〔持 分〕

- 第22条 組合員の持分は、次の基準により算定する。
 - 1) 払込済出資金については、各組合員の払込済出資額により算定する。

- 2) 準備金については、各組合員の払込出資額により毎事業年度末において算定する。
- 3) 特別積立金については、組合員が本組合の事業を利用した分量に応じて毎事業 年度末において算定加算する。
- 2 準備金又は特別積立金により損失のてん補をしたときは、その損失額をてん補し た科目について有する持分をあん分し、その持分の中からこれを控除する。
- 3 この組合の財産が、その出資額により減少したときの持分は各組合員の払込済出 資額により算定する。
- 4 持分の算定にあっては、その基礎となる金額で計算上不便な端数は切り捨てるものとする。

第五章 総 会

[総 会]

第23条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

[総会の招集]

第24条 総会は理事長が招集し、その議長となる。

[通常総会の招集]

第25条 通常総会は理事会の議決により毎年4月から6月までの間において招集しなければならない。

[臨時総会の招集]

第26条 臨時総会は必要に応じ、理事会の議決を経て招集することができる。

[総会招集の手続]

第27条 総会の招集は会日の一週間前までに会議の目的たる事項、日時場所等を明示した書面を組合員の住所にあてて送付して行うものとする。

「総会の延期続行]

第28条 総会は延期又は続行の決議をすることができる。

[総会の議決事項]

第29条 次の掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

- 1) 定款の変更
- 2) 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
- 3)組合員に対する組合費の賦課及び徴収の方法
- 4) 適正化規定の設定、変更又は廃止
- 5)解散
- 6)組合員の除名
- 7) その他この定款で定める事項

「総会の議事〕

第30条 総会は、組合員数の3分の1以上の出席がなければ議事を開いて議決することができない。この場合において書面又は代理人によって議決権を行使する組合員は出席したものとみなす。

- 2 総会の議事は出席者の議決権の過半数で決し、不否同数の時は議長の決するところによる。ただし次の事項については総組合員の半数以上が出席し、その議決権の 3分の2以上による議決を必要とする。
 - 1) 定款の変更
 - 2) 適正化規定の設定、変更又は廃止
 - 3)解散
 - 4)組合員の除名

[総会の議事録]

- 第31条 総会の議事録については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。
- 2 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - 1)総会が開催された日時及び場所(当該地所に存しない役員又は組合員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)
 - 2)総会の議事録の経過の要領及びその結果
 - 3)総会に出席した役員の氏名
 - 4) 議長の氏名
 - 5) 議事録の作成に係る職務を行った理事の指名

[議決権及び選挙権]

第32条 組合員は総会においておのおの一箇でかつ平等の議決権及び選挙権を有する。

- 2 組合員は書面又は代理人をもって第30条の規定によりあらかじめ通知のあった事項に つき、議決権又は選挙権を行うことができる。ただしその組合員の親族若しくは使用人又 は他の組合員でなければ代理人となることができない。
- 3 代理人は代理権を証する書面をこの組合に差し出さなければならない。

第六章 役員・顧問及び職員

〔役 員〕

第33条 この組合に次の役員を置く。

- 1) 理事 若干名
- 2) 監事 若干名
- 2 役員は総会において選任する。

〔任期〕

第34条 役員の任期は2年とする。ただし補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は任期が満了した場合においても後任者が就任するまではなお従前の職務を行うものとする。

[理事]

第35条 理事は理事会を組織して業務の執行に当る。

〔理事長・副理事長・専務理事〕

第36条 理事のうち理事長1名、副理事長若干名、専務理事1名を理事の互選により決定する。

- 2 理事長は業務を総理し、この組合を代表する。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長の指名する 副理事長がその職務を代行する。
- 4 専務理事は理事長を補佐し、常時業務を掌理する。

〔監事〕

第37条 監事は本会の業務及び財産の状況を監査する。

2 監事はこの組合の理事又は職員と兼ねてはならない。

「役員の報酬〕

第38条 役員の報酬は総会において定める。

〔顧 問〕

第39条 この組合に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は学識経験のあるもののうちから理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は理事長の諮問に応じ又は業務について意見を述べることができる。

〔相談役〕

第40条 この組合に相談役を置くことができる。

2 相談役は理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

〔職員〕

第41条 この組合に次の職員を置く。

- 1) 事務局長 1名
- 2) 主事若干名
- 3) 事務員 若干名
- 2 職員は理事長が任免し、その命を受けて職務に従事する。
- 3 職員の給与は理事会において定める。

第七章 理 事 会

[理事会]

第42条 理事会は必要に応じ理事長が招集し、その議長となる。

- 2 理事会の招集は会日の一週間前までに会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明 示した書面を各理事に送付して行うものとする。
- 3 理事全員の同意があるときは前項の招集の手続を省略することもできる。

[議決事項]

第43条 理事会においては次の事項について議決する。

- 1)総会の招集及び総会に提出する議案
- 2)組合員の加入の賛否
- 3)業務運営の具体的方針の決定
- 4)業務執行に関する事項で理事会において必要と認めた事項
- 5) その他この定款に定める事項

「理事会の議事〕

第44条 理事会の議事は理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 理事会に出席することのできない理事はあらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項に ついて書面により理事会の議事に加わることができる。

[理事会の議事録]

- 第45条 理事会の議事については、書面又は電磁的目的をもって議事録を作成し、出席した 理事は、これに署名し、又は押印しなければならない。
 - 2 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - 1) 理事会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事が理事会に出席をした場合における当該出席者の方法を含む。)
 - 2) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - 3)決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の 氏名
 - 4) 理事会の議長の氏名

第八章 事業年度

第46条 この組合の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第九章 業務の執行及び会計

〔書類の備付及び閲覧〕

- 第47条 理事は定款、組合員名簿並びに総会及び理事会の議事録を事務所に備えて置かなければならない。
- 2 前項の組合員名簿には次の事項を記載しなければならない。
 - 1) 氏名又は名称及び住所
 - 2) 加入の年月日
- 3 組合員は何時でも理事に対し第1項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には 理事は正当な理由のないのに拒んではならない。

〔決算関係書類の提出、備付及び閲覧〕

- 第48条 理事は通常総会の会日の一週間前までに事業報告書、財産目録貸借対照表及び収支 決算書を監事に提出し、かつこれからの書類を事務所に備えておかなければならない。
- 2 理事は監事の意見を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

〔経費の支弁〕

第49条 この組合の経費は次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。

- 1) 出資金
- 2)組合費
- 3)加入金

- 4) 手数料及び使用料収入
- 5) その他の収入

[組合費]

第50条 この組合は組合員に対し組合費を賦課する。

2 前項の組合費の賦課額及び徴収の方法は総会において決定する。

〔使用料〕

- 第51条 この組合は組合の施設を利用した組合員に対し使用料を課す事ができる。
- 2 前項の使用料の額及び徴収の方法は理事会において決定する。

[手数料]

- 第52条 この組合は組合員にかわって当組合員の利益のためになした行為に対して手数料を 賦課することができる。
- 2 前項の手数料の額及び徴収の方法は理事会において決定する。

「延滞金]

第53条 この組合は、組合員が過怠金、組合費、使用料、手数料、払込むべき出資金その他 この組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日 まで日歩4銭の割合で延滞金を徴収することができる。

〔貸付金保証金額の限度〕

第54条 一組合員に対する貸付金及び一組合員のためにする保証金額の最高限度は、事業年 度毎に総会の議決を経なければならない。

[法定準備金]

- 第55条 この組合は出資総額に相当する金額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1 以上を法定準備金として積み立てるものとする。
- 2 加入金、過怠金及び第15条の規定により払い戻しをしない金額は準備金に繰入れるものとする。

〔特別積立金〕

- 第56条 この組合は、毎事業年度の剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。
- 2 前項の特別積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、総会の議決により臨時緊急の費用に充当することができる。

[職員退職給与引当金]

第57条 この組合は、毎事業年度末において、職員退職給与引当金として職員給与額の12分の1以上計上する。

第十章 解 散

〔解散〕

第58条 この組合は次に掲げる事由により解散する。

- 1)総会の決議
- 2) 破産
- 3) 沖縄県知事の解散命令
- 2 前項第1号の総会の決議は、沖縄県知事の認可を受けなければその効力を生じない。
- 3 この組合が解散したときは破産による場合を除いては理事が精算人となる。ただし総会において他人を選任したときはこの限りでない。

第十一章 規 約

〔規 約〕

第59条 この定款に定めるもののほか役員の選任、業務の執行及び会計その他この定款の施行に関し必要な事項は総会の議決により規約で定める。

附則

〔施行期日〕

1 この定款は認可のあった日から施行する。